

意見陳述要旨

平成28年6月22日

東京地方裁判所 民事第38部A2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 鈴木 麗 加

記

1 多くの高齢者にとって年金は唯一の所得です。高齢者にとって、医療費や健康保険料、介護保険料などの負担は年々増加し、ただでさえ可処分所得が削られてきたのに、今まで受けとっていた年金額までもが減額されてしまう。年金の減額は、高齢者の生活を直撃します。年金収入では足が出てしまう生活費は貯蓄を崩します。貯蓄が次第に減っていく様子を見ながら、何歳まで生きて行かれるのか計算をする高齢者もいます。今まで利用できていたサービス、今まで購入していた財貨を買うことができなくなる。それは将来への不安につながるだけではありません。何十年もの間、現役世代に働き続け、保険料を納付してきた高齢者の尊厳が損なわれていくことを意味しています。

2 国の政策によって、いったんは維持するとされた水準の年金が、一方的に切り下げられること。それは憲法25条の生存権、13条の個人尊厳原理、29条の財産権を侵すものではないのか。さらに、後退禁止原則の観点から、社会権規約9条及び2条1項にも違反しないか。社会保障政策の引き下げについて、国にはその正当性に関連し厳しい立証責任が課せられています。しかし、被告の主張はもっともらしいようで極めてわかりにくいと言わざるを得ません。既に求釈明申立書を前回の弁論期日において提出しましたが、今回、原告らは、社会保障政策の切り下げという施策の正当性を被告に説明さ

せるため、改めて被告に対し、不明点について釈明を求めました。

3 まず基礎年金制度と憲法25条の関係です。昭和60年に基礎年金制度が導入された際、基礎年金の年金額は、生活保護の生活扶助基準額を上回るものと説明されていました。しかし、実態は厚生年金（老齢厚生年金）を加えても生活保護の生活扶助基準額にも満たない年金受給者が多数存在しています。なぜこのような事態になったのか、国はいったいどんな根拠で、基礎年金は「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの」と言うのかです。

4 次に平成24年改正法の必要性についてです。特例水準はもともと物価スライドを一時停止させただけの問題ですから、マクロ経済スライドのもとで本来水準と特例水準の差を解消しなければならない必然性はないはずです。なぜ特例水準を解消しないとマクロ経済スライドを発動できないのかが分かりません。

これに関連し、現役世代の保険料は、特例措置とは関わりなく決められています。特例水準を解消しないから将来世代の受け取る年金が減少するのではなく、マクロ経済スライド適用の結果、今ある世代から将来の世代まで年金が目減りしていく、その結果、将来世代の受け取る年金が減るのではないのでしょうか。特例措置の解消を世代間の公平に結びつける理由も分かりません。また、賦課方式の元で、特例水準を維持することが、なぜ将来世代の年金財政を悪化させるのかも明らかではありません。

5 最後に、マクロ経済スライド自体の問題についてです。平成16年改正法で導入されたマクロ経済スライドは、基礎年金部分及び報酬比例部分の双方について、年金財政の均衡が図られるまでの間、一定の基準で算出された「調整率」を乗じて改定を行うというもので、実質、年金の恒常的減額システムです。これは「年金の実質的価値の維持」という物価スライド制の目的と矛盾しています。また老齢基礎年金は「高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を賄うもの」であり、その基礎年金の実質的価値を維持す

る必要性は、報酬比例部分に比べても大きく、なぜ基礎年金部分についてまでマクロ経済スライドを適用したのか、理由も不明です。

高齢者にとってほぼ唯一の収入源となる年金額の引き下げを伴う政策の正当性について、国がどのように検討してきたのかを検証するために、原告らは、以上の点について釈明を求める次第です。 以上